2026/10/17

第 72 回加藤周一文庫公開講読会『続羊の歌』を読む
「審議未了」

加藤周一現代思想研究センター研究員
半田侑子

前半梗概

正続『羊の歌』の最終章は六〇年の日米安保条約の改定問題から始まる。加藤は日米安保条約問題を軸に、敗戦後十五年の日本の大衆運動と民主主義の可能性を描きだそうとする。

加藤によれば、日米安保条約改定問題に際して日本で大衆運動が大きなうねりを見せた理由は、条約の内容の問題ではなく、条約改定手続きが問題であった。この点について丸山も同じ指摘をしていたことを加藤が述べる。加藤は丸山の論点を紹介し、六〇年安保の意義として、大衆が組織の指導部によって動いたのでなく自ら動いたこと、条約そのものの反対でなく、手続きに関する反対であったこと、そのことを「戦後制度として成りたった民主主義の、政治行動としての民主主義への移行、いわば民主主義の実質化の一段階を示すもの」として評価した。

五月一九日に自民党は国会に警察官を導入して、反対政党の議員を排除して、自民党単独で採決し可決する。この自民党の強行採決をきっかけにして、民主主義の危機を感じた人びとは数多く、安保反対運動は大きなうねりとなり、連日数十万人の人びとが抗議の示威行動に参加した。

加藤自身は安保条約を改定するよりも廃止することが望ましいと考え、考えを同じくする先輩や同僚とともに、政府の政策を批判する共同討議に参加した。そして雑誌や新聞に寄稿し、対談や座談会に出席し、異なる立場の人物に自分の意見を述べることを自らの役割とした。しかし、安保条約案は六月一九日に自然承認される。岸信介首相は退陣を表明したが、新安保条約は発効した。反対運動に携わってきた人たちのなかには「挫折感」を表明する人が少なくなかった。しかし、加藤は挫折感を抱かなかった。それでも、加藤もひとつの時代が終わったことを感じ、同時に一九六〇年が自分の生涯の一時期を画する年になるだろうと感じた。実際、加藤のその後の生活への出発の年になった。

第一段落

日米安保条約の改訂交渉は、一九五九年早くから、はじまっていた。交渉の内容は、ながい間、国民にはあきらかにされなかったが、同じ年の秋には、およその事情を察した民間に、反対運動がおこった。六〇年一月に、日本政府の代表は米国へ出向いて新安保条約に調印した。新しい条約の内容があきらかになると共に、日本国内では条約是非の議論が活発となり、反対運動はいよいよ勢を加えた。同じ年の春には、新聞社の世論調査が一致して示していたように、いた。すでに国民のなかで、新しい条約の批准に反対する者は、賛成する者よりも多くなっていた。

（1） 日米安保条約の改訂と反対運動

1959 年の早くから改訂交渉→反対運動が起こる

1960 年 1 月新安保条約調印→新条約の内容があきらかに→反対運動が激しくなる→1960 年春の新聞社の世論調査では安保の新条約の批准に反対が賛成を上回る。

【背景】米ソの冷戦構造、共産主義への防波堤としての日本列島とそこへのアメリカ軍駐留の必要性。

（2） 安保改定問題年表［作成：福井優］

1959（昭和 34）年

11 月 27 日　安保阻止第 8 次統一行動。国会請願のデモ隊 2 万人、国会構内に入る（国会突入事件）

1960（昭和 35）年

1 月 6 日　藤山外相・米大使の安保改定交渉妥結

16 日　岸首相ら新安保条約調印全権団、米国に出発。全学連主流派、羽田空港で座込み

4 月 15 日　安保阻止国民会議、第 15 次統一行動（～26 日）

5 月 19 日　政府・自民党、衆院で質疑打切りを強行、警官隊導入。

20 日　未明、新安保条約を自民党単独で強行採決（以後国会空白状態）

26 日　安保阻止国民会議、17 万人のデモ隊が国会を包囲

6 月 4 日　安保改定阻止第 1 次実力行使に全国で 560 万人参加。総評・中立労連、国鉄のストライキを要とする大規模な実力行使を行う［都築 1995:326］。思想の科学研究会のメンバーによって結成された「声なき声の会」、初めてデモに登場［道場 2010:139, 注 77］

10 日　米大統領秘書 J・ハガチー来日、羽田で全学連反主流派のデモ隊に包囲され、翌日離日

15 日　安保改定阻止第 2 次実力行使に全国で 580 万人参加（～16 日）。全学連主流派、警官隊と衝突、東京大学生樺美智子死亡。

17 日　産経新聞社・東京新聞社・東京タイムズ社・日本経済新聞社・毎日新聞社・読売新聞社・朝日新聞社、共同宣言「暴力を排し議会主義を守れ」を発表（七社共同宣言）

18 日　安保阻止統一行動、33 万人が国会デモ（徹夜で国会を包囲）

19 日　新安保条約、自然承認

23 日　新安保条約批准書交換、発効。岸首相、閣議で退陣の意思を表明

7 月　15 日　岸内閣総辞職。7 月 19 日　池田勇人内閣成立

11 月 20 日　第 29 回総選挙（自民 296、社会 145、民社 17、共産 3）

第二段落

新旧の条約の主なちがいは、次のようなものであった。第一には、調印の事情について。旧条約は、講和条約と抱き合せで米国側が用意し、占領下の日本の代表が調印したものである。そのとき、事実上日本側には選択の余地がなかった。しかも朝鮮のいくさは終ったばかりで、米ソ両国間の緊張は著しく高まっていた。新安保条約は、五九年秋の巨頭会談以来、米ソ間の緊張のようやく「雪解け」に向う徴候のみえはじめた時を択び、独立した日本政府が、みずから進んで、結ぼうとする軍事同盟であった。第二には、条約の条文そのものについて。新条約は、旧条約を改め、無限定の期限を十年とし、米軍の日本国防衛の義務を明文化し、米国が日本に駐留する兵を動かすのに日本政府との「事前協議」を要するという一項を加えた。それに対し、日本側は新たに「防衛力」の増進を約束していた。また第三には、米軍基地に関する「行政協定」の内容について。新しい「行政協定」は、旧協定よりも、日本側の権限を認め、およそ「北大西洋条約」の慣例にちかづけようとするものであった。

加藤の整理による新旧安保条約の比較

（1）　調印の事情について

【旧】1951 年 9 月 8 日調印のサンフランシスコ講和条約（平和条約）と抱き合わせ。米国側が用意。事実上日本側には選択の余地はなかった。また米ソの冷戦構造による緊張が非常に高まった時期。

「朝鮮のいくさは終わったばかり」

朝鮮戦争…1950 年 6 月 25 日−1953 年 7 月 27 日。加藤のいう「終わった」とは 1953 年 7 月の朝鮮戦争休戦協定の署名ではなく、1951 年 7 月 10 日にはじまった休戦協議のことを指していると思われる。

【新】1959 年巨頭会談〔アメリカを初めて訪問したフルシチョフとアイゼンハワー大統領との歴史的な会談。キャンプ・デービッド会談〕によって「雪解け」

に向かう兆候の見え始めた時を択び、独立した日本政府が、みずから進んで、結ぼうとする軍事同盟。

（2） 条約の条文そのものについて

【旧】連合国軍による占領が終わった後も、日本国内に米軍基地が駐留することを期限の限定なしに認める。

【新】期限を 10 年とし、米軍の日本国防衛の義務を明文化。また米国が日本に駐留する兵を動かすのに「事前協議」を要する。日本側は新たに「防衛力」の増進を約束。

（3） 米軍基地に関する「行政協定」の内容について

【旧】旧条約は行政協定によって大幅なアメリカ軍の日本国内における治外法権並みの権利を獲得していた。

【新】新しい「行政協定」は、旧協定よりも、日本側の権限を認め、およそ「北大西洋条約」の慣例にちかづけようとするものであった。

行政協定とは行政機関である政府が、立法機関である議会（日本では国会）の承認を必要としないままに、外国と締結する協定のこと。こうして新条約に基づく「地位協定」が締結される。

第三段落

政府は、主として、以上の第二点と第三点を強調し、新条約は旧条約よりも、日本側に有利なものだ、と論じていた。反対側では、むしろ第一点を根本的な問題であるとして、その際、日本側から進んで軍事同盟に深入りするのは、望ましくない、と論じた。それを望ましくないとした理由は、大別して四つあったろう、と思う。第一、軍事同盟は違憲である(少くとも憲法第九条の精神に反する)。第二、そのために極東の緊張が増す(緊張・軍備・緊張増大・軍備増大の悪循環)。第三、米国のいくさにまきこまれる可能性がある。第四、軍備の強化は将来、国内の民主主義を脅す怖れがある。

【政府】

政府は第二段落の（2）条約の条文そのものについて（3）米軍基地に関する「行政協定」の内容について、を強調。新条約は旧条約よりも日本側に有利と主張。

【反対】

安保条約に反対、日本側から進んで軍事同盟に深入りするのは、望ましくない理由

（1） 軍事同盟は違憲である(少くとも憲法第九条の精神に反する)

（2） 安保条約によって極東の緊張が増す(緊張・軍備・緊張増大・軍備増大の悪循環)

（3） 米国のいくさにまきこまれる可能性

（4） 軍備の強化は将来、国内の民主主義を脅す怖れ

第四段落

私自身は、安保条約は改定するよりも、廃止することが望ましいと考えていた。そこで私は、志を同じくする先輩・同僚の驥尾に附し、数人の専門家と共に、政府の政策を批判するための共同討議に参加した。その結果は「ふたたび安保改定について」と題して、雑誌「世界」に発表ざれた。その後私はまた改定に賛成する人々にも会って、意見を戦わせた。外相藤山愛一郎氏との対談は「中央公論」に、文化自由会議の林健太郎氏との対談は「朝日新聞」に、発表された。また放送局の座談会に出席して、意見を喋ったこともある。しかし賛成意見の人々は、すでに早く発表されていた「ふたたび安保改定について」を、注意深く読んで、そこでの主な議論を反駁していたわけではない。したがって、公開の討論では、反対側も、同じことを、いくらか粗雑な形で、くり返していうほかはなかった。政治的意見の理由づけを綿密にしようとすれば、文章がながくなるばかりでなく、常に必ずしも、粗雑なたとえ話のように、おもしろおかしいというわけにはゆかない。そういう文章の読者は少い。しかし話をあまりに簡略化すれば、議論の不正確になることを避け難い。政治的な意見を世間に向って有効に提出するためには、意見を同じくする人々の間に、適当な分業が必要であろう。私は、私に適当な役割を見出さなければなるまい、とそのときに思った。

（1） 共同討議「ふたたび安保改訂について」(『世界』1960 年 2 月号)【別紙】参照

「ふたたび」の意味（鷲巣力『いかにして』）[1]

「「ふたたび」とあるのは、それ以前のものがあることを意味し、それは丸山眞男らの「政府の安保改訂構想を批判する」(『世界』1959 年 10 月号）という声明である」

（2） ①藤山愛一郎（1897–1985）は日本の政治家、実業家。岸内閣の外相として日米安保条約改定に調印した。

[1] 鷲巣力『加藤周一はいかにして加藤周一となったか――『羊の歌』を読みなおす』岩波書店、2018、465 頁。

藤山との対談「日本の外交」日本の外交--特集・ナショナル・インタレストの立場から(対談)/藤山愛一郎 他/72～82（『中央公論』1959 年 5 月号）
『加藤周一対話集第３巻＜国民的記憶を問う＞』（かもがわ出版、2000 年）に所収。

②林健太郎（1913-2004）は旧制一高時代にマルクス主義に触れ、マルクス主義に根差した西洋歴史研究を志す。戦時中は反ファシズム論を著わし、歴史学研究会に属した。戦後は次第にマルクス主義から離れ、保守的な立場に立つ論客となる。一九五七年には竹山道雄や高坂正顕らと日本文化フォーラムを結成する。
「文化自由会議」は「日本文化フォーラム」の誤りか。

林との対談「安保論争をどうみるか」【別紙】参照
「朝日新聞」1959 年 12 月 15 日から 19 日まで全 5 回、いずれも朝刊
［１］ 少ない現行条約批判
__安保論争をどうみるか（12 月 15 日）
［２］ 防衛力増強自ら確認
__安保論争をどうみるか（16 日）
［３］ 中ソの非難は当らぬ
__安保論争をどうみるか（17 日）
［４］ 期限十年、長すぎる
__安保論争をどうみるか（18 日）
［５］国連に保障求めよ__安保論争をどうみるか（19 日）


対談する林氏（右）と加藤氏

（３） 「私は、私に適当な役割を見出さなければなるまい、とそのときに思った」
→加藤周一の適当な役割とは何か。

加藤の考えたであろう「適当な役割」のひとつの例（鷲巣力『いかにして』）[2]
「六〇年安保反対運動では、学生、労働者、市民が参加する集団的示威運動が拡がった。しかし、この集団的示威運動に加藤は一度も参加していないだろう。演壇に立って演説することも、おそらく一回だけではなかったか。加藤は言論を手

[2] 前掲鷲巣、465 頁。

段として、それも媒体を通して反対の意思表示を行なうことがみずからの役割だと考えた。そして対談という言論手段を探るときには、反対陣営、つまり安保改定賛成派の人と対談することを択んだ。実際、加藤の対談相手は、藤山愛一郎にしても、林健太郎にしても、保守派の政治家や論客である。なぜ保守派の政治家や論客と対談するのか。そうすることで、改定問題の論点を鋭く明らかにすることができると判断したからに違いない。」

第五段落

六〇年の春から初夏にかけて、安保条約そのものの是非については、国内の世論がわかれていたので、一致して反対に向っていたのではない。大多数の国民が政府に反対したのは、条約の内容についてではなく、条約の批准手続きについてであった。条約の内容は、日本国の対外関係に係り、条約の批准手続きは、国内の民主主義に係る。いわゆる「安保闘争」の未曽有の大衆動員は、国内問題であった。そのとき国民大衆と反対党が、岸内閣にもとめたことは、こういうことである。新安保条約の批准については、国内の世論がわかれているから、議会を解散して民意に問え。――周知のように、時の与党は、衆議院の議席の絶対多数を占めていた。しかしその議席の配分を決定した総選挙は、「安保」の問題を争点として行われたのではなかった。しかも新安保条約の内容が次第に知れわたると共に、その議席の配分が、賛否の世論の配分を反映していないことが、いよいよあきらかになっていた。条約の批准は、少くともその先十年間国民を拘束し、容易に変更することのできない決定であるから、そういう決定を、そのことについての国民の大多数の意志を尊重しないままで行うのは、民主主義の原則に反するだろう。議会解散の要求は、およそそういう理由にもとづくものであった。しかし政府と与党は、六〇年五月一九日、衆議院に警官を導入して、坐りこみの反対党議員を排し、会期を延長して、野党議員退席のまま、深夜の国会で、新安保条約を可決した。そのために、抗議の大衆運動がまきおこって、近代日本史上最大の規模に発展した。

（1）「大多数の国民が政府に反対したのは、条約の内容についてではなく、条約の批准手続きについてであった。条約の内容は、日本国の対外関係に係り、条約の批准手続きは、国内の民主主義に係る。いわゆる「安保闘争」の未曽有の大衆動員は、国内問題であった。」

→国民は新安保条約の内容に反対したのではなく、批准手続きに反対した。日本の対外関係を左右する内容よりも、国内の民主主義の危機に対する抗議運動だった。

（２）新安保条約の調印を争点にし、国民に信を問う選挙が行われないまま、1960 年 5 月 20 日岸内閣率いる自由民主党が衆議院で強行採決。反対運動が一段と激しくなった。6 月 15 日、全学連が警官隊と激しく衝突。この衝突で東大生の樺美智子が亡くなった。また学生・警官隊双方に多くの重軽傷者を出した。

新安保条約は激しい抗議にかかわらず、6 月 19 日に自然承認された。

（３） 5 月 19 日を境にして、安保反対運動は空前の規模に拡がって、連日 30 万人といわれる人びとが国会を取り囲んで政府に反対の意思表示をするまでに到った。このあたりのいきさつを丸山眞男も述べている（『丸山眞男回顧談（下)』岩波書店、二〇〇六。岩波現代文庫版、二〇一六、217 頁)。

「　ふつう、大衆運動が盛り上がっていった頂点に六〇年安保があったというふうに考えられがちですけれども､そうではない｡突如としてあの大爆発になった。アクティブな知識人や学生からすると「ついにここに来た」、つまり多年の努力が実って六〇年の大爆発になったというのですが、いわゆる普通の市民と接触しているぼくらから見ると、五月一九日の強行採決によって突然大爆発が起きた。その見方の違いというのが、かなり重要なことじゃないかと思うんです。」

（４）1960 年 6 月 8 日夜、日本ペンクラブは理事会を開き、全員一致で声明文を発表することになった。加藤と丸岡明理事がその場で起草にあたり、全員で検討したのち青野副会長によって声明文が発表された｡『日本ペンクラブ五〇年史』日本ペンクラブ、1987 年、【別紙】参照。

第六段落

そのときアジアの衛星国を歴訪していた米国の大統領は、日本訪問の計画を中止せざるをえなくなった。岸内閣は倒れて、池田内閣に代らざるをえなくなった。しかし新安保条約は批准され、単独採決で新条約を可決した保守党は、秋の総選挙で、再び絶対多数を獲得した。

（１） 米国の大統領→アイゼンハワー大統領の訪日中止。時のアメリカ大統領はドワイト・アイゼンハウワーである。新安保条約を締結し、批准されることになり、日本政府はアイゼンハウワー大統領を日本へ招待した。大統領訪日の日程を協議するために、ジェイムズ・ハガティー報道官が 6 月 10 日に来日した。ところが、大統領訪日反対のデモ隊によって、羽田空港付近で包囲され身動きが取れず、アメリカ海兵隊のヘリコプターで救出されるという事件（ハガティー事件）が起きた。また 6 月 15 日には国会議事堂前でデモ隊と警官隊が衝突し、東京大学学生

の樺美智子が亡くなるという事件も起きた。ここにいたって、日本政府は大統領の訪日中止をアメリカ政府に要請した。

（2） 岸内閣の退陣と 60 年 7 月の第一次池田勇人内閣の発足。池田内閣は 11 月の総選挙では「所得倍増計画」など掲げて 296 議席を獲得するに至った。十一段落以降に述べられる。

第七段落

米国では、大統領の訪日中止を機会に、少くとも一部の人々が、日本政府のいうところと、日本国民の感情との間に、大きなくいちがいがあり得ることを、知ったにちがいない。しかし米国の新聞は、東京の紛争が、「一部共産主義者の煽動」にもとづくものにすぎないと書くことをやめなかった。米国人はまだ、全知全能で遍在する共産主義者への熱烈な信仰に生きていたから、ひと握りの「共産主義者」が、世界中のどこでも、何百万の大衆を忽ち街頭に動員することができると考えていたようである。

（1） 「全知全能で偏在する共産主義者への熱烈な信仰」

→全知全能で偏在するのは創造主。東京でのデモを理性的に分析せず、あらゆる不都合を共産主義者の煽動と理解する姿勢を加藤は狂信的な信徒の姿のように描く。

（2） アメリカの苛烈な赤狩り旋風が、丸山らと親交の深かったカナダの外交官ハーバート・ノーマンを自死に追い込んだ。六〇年安保から遡ること三年前、1957 年 4 月のことだった。加藤が第七段落で米国の「共産主義者」への「信仰」に痛烈な批判を加えていることの理由の一つに彼の死があっただろう。

第八段落

欧洲、殊に英仏の新聞は、米国の新聞ほど、神学的ではなかった。米国大統領を追いかえした日本の大衆運動のなかに、占領以来の「衛星国的な地位に甘んじない日本国民の意志」の反映をよみとっていた。それには、彼ら自身の対米感情からの類推も含まれていたかもしれない。

（1） 神学的ではなかった→第七段落の米国の狂信的とも言える「共産主義者」への「信仰」がヨーロッパではそれほどなかった。第七段落同様、日本の「大衆運動」を米国の新聞は「神学的」理解によって報道したという痛烈な批判が続く。

対照的にヨーロッパは「衛星国的な地位に甘んじない日本国民の意志」を日本のデモから読み取った。第五段落では、六〇年安保の抗議運動が大きなうねりを見せたのは国内問題としてであると加藤は分析したが、第七段落では安保の対外関係に関わる面の反応が叙述される。

第九段落

その頃私は、「毎日グラフ」のために、丸山真男氏と「安保闘争」をふり返って、語ったことがある。丸山氏は、そのとき、およそ次のようなことをいった。第一、市民・労働者・学生のいずれの場合をとってみても、組織の指導部が大衆を動員したというよりも、むしろ大衆が抗議に起ち上ったので、指導部がそのあとからついて行ったのだということ。第二、大衆が起ち上った理由は、「反米」でもなく、「反安保体制」でさえもなくて、主として強行採決の手続きに対する反対であったということ。第三、そのことは、戦後制度として成りたった民主主義の、政治行動としての民主主義への移行、いわば民主主義の実質化の一段階を示すものだろうということ。私は丸山説に賛成した。

「毎日グラフ」ではなく、『エコノミスト』か？

加藤は丸山の論点を以下の三点とし、丸山説に賛成した。

（1） 第一、市民・労働者・学生のいずれの場合をとってみても、組織の指導部が大衆を動員したというよりも、むしろ大衆が抗議に起ち上ったので、指導部がそのあとからついて行った

（2） 大衆が起ち上った理由は、「反米」でもなく、「反安保体制」でさえもなくて、主として強行採決の手続きに対する反対

（3） 戦後制度として成りたった民主主義の、政治行動としての民主主義への移行、いわば民主主義の実質化の一段階を示すものだろう

『エコノミスト 別冊「安保にゆれた日本の記録――一九六〇年五月―七月」』に掲載の「議会制民主主義を問う」（『加藤周一対話集第 2 巻＜現代はどういう時代か＞』かもがわ出版、2000 年に所収）【別紙】を参照。

第十段落

安保条約の批准に反対の意見をもっていた私は、巨大な反対運動にも拘らず、その条約が批准されたときに、「挫折感」はもたなかった。後になって「挫折感」を告白した多くの人々は、そのとき組織のなかで活動していた人々である。反対意見を公表する以外に、

何等の行動をとらなかった私に「挫折感」のなかったのは、当然かもしれない。しかしそれだけではなく、私ははじめから大衆運動が、条約の批准そのものを「阻止」できる可能性は、大きく見積って、五分五分だろうと考えていた。たとえ「阻止」できなくても、国際的には、多くの日本国民が占領軍の居すわりを決して歓迎しているのではないということを、はっきり示したという意味で、また国内的には、民主主義の原則を尊重しないとどういう大衆の反応がおこり得るかを、政府と与党に警告したという意味で、二重の効果が小さくないと解釈していたのである。

（1）「挫折感」はもたなかった

→「二枚腰」の知識人としての加藤周一。安保条約の承認が敗北でなく、「挫折感」をもつこと（あるいはもたされること）によってその後の活動につながらないことが敗北だと考えたのではないだろうか。

（2）「たとえ「阻止」できなくても、国際的には、多くの日本国民が占領軍の居すわりを決して歓迎しているのではないということを、はっきり示したという意味で、また国内的には、民主主義の原則を尊重しないとどういう大衆の反応がおこり得るかを、政府と与党に警告したという意味で、二重の効果が小さくないと解釈していたのである。」

→安保条約を「阻止」できなくても、巨大な反対運動には大きな意味があったと加藤は解釈している。安保条約そのものの「阻止」の運動から、加藤は日本の「民主主義運動」をどのように継続できるかを見据えている。

以上